

# 南大和訪問看護ステーション運営規程

## (事業の目的)

第1条 この規定は、医療法人新都市医療研究会「君津」会が事業趣旨にのっとり運営する南大和訪問看護ステーション(以下「ステーション」という。)の適正な運営を確保するために人員および運営管理に関する事項を定め、ステーションの看護師その他の従事者(以下「看護師等」という。)が、病気やけが等により居宅において継続して療養を受ける状態にあり、主治の医師(以下「主治医」という。)が、治療の必要の程度につき指定訪問看護若しくは指定介護訪問看護および指定介護予防訪問看護(以下「訪問看護」という。)の必要を認められた利用者に対し、適正な訪問看護を提供することを目的とする。

## (運営の方針)

第2条 訪問看護の実施にあたっては、主治医の指示のもと、対象者の心身の特性を踏まえて、生活の質の確保を重視し、健康管理、全体的な日常動作の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養が継続できるように支援するものとする。

- 2 訪問看護を行う事業所は、開設事業者とは独立して位置づけるものとし、人事・財務・物品管理等に関しては管理者の責任において実施する。
- 3 訪問看護の実施にあたっては、関係市町村、地域の医療、保健、福祉サービス機関との密接な連携に努め、協力と理解のもとに適切な運営を図るものとする。

## (事業所の名称等)

第3条 訪問看護を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 南大和訪問看護ステーション
- (2) 所在地 大和市下和田940-1

## (職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

ただし、業務の状況に応じて、職員数は増減できるものとする。

- (1) 管理者 看護師又は保健師 1名  
管理者は、他の職員を指導監督し、適切な事業の運営が行われるように管理・総括する。
- (2) 訪問看護の提供に当たる従業者として看護師等を常勤に換算して2.5人以上配置する。  
訪問看護計画書(以下、「計画書」という。)を作成し、訪問看護を担当する。
- (3) 訪問看護の範疇でリハビリテーションを担当する。
- (4) その他の職員  
事務職員 1名以上  
事務所の運営に必要な事務を担当する。

## (営業日、営業時間、緊急時訪問看護体制等)

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日  
月曜日から土曜日までとする。(日曜日・祭日及び12月30日から1月3日までは除く。)
- (2) 営業時間  
午前8時30分から午後5時00分までとする。
- (3) 緊急時訪問看護体制  
利用者や家族の同意を得て、常時、利用者やその家族からの電話等による連絡、相談を受け、必要に応じ緊急時訪問看護する。

## (訪問看護の提供方法)

第6条 訪問看護の提供方法は、次のとおりとする。

- (1) 訪問看護の開始については主治医の訪問看護指示書の交付を受ける。
- (2) ステーションは介護保険利用者にあつては居宅介護支援事業者または地域包括支援センターの作成した居宅サービス計画(又は介護予防サービス計画書)、利用者の希望、主治医の訪問看護指示書、および看護師等のアセスメントに基づき訪問看護計画書を作成して利用者に提供し訪問看護を実施する。
- (3) 利用希望者に主治医がいない場合は、ステーションから各医師会等に主治医の選定および調整を依頼する。

(訪問看護の内容)

第7条 訪問看護の内容は次のとおりとする。

- (1) 病状・障害・日常生活の状態や療養環境のアセスメント
- (2) 清潔の保持、食事及び排泄等療養生活の支援
- (3) 褥瘡の予防・処置
- (4) 日常生活・社会生活の自立を図るリハビリテーション
- (5) ターミナル期の看護
- (6) 認知症患者の看護
- (7) 療養生活や介護方法の指導・相談
- (8) カテーテル等の管理
- (9) その他医師の指示による医療処置および検査等の補助
- (10) 日常生活用具の選択・使用方法の訓練
- (11) 住宅改修の相談・指導

(緊急時等における対応方法)

第8条 緊急時の対応方法については、あらかじめ主治医、利用者と確認して訪問看護を開始するものとする。

- 2 訪問看護師等は、訪問看護実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を講じるものとする。主治医との連絡ができない場合には、緊急搬送等の必要な処置を講じるものとする。
- 3 訪問看護師等は、前項においてしかるべき処置をした場合は、速やかに管理者および主治医に報告しなければならない。

(利用料等)

第9条 ステーションは基本利用料として健康保険法または後期高齢者医療確保法および介護保険法に規定する厚生労働大臣が定める額の支払いを利用者から受けるものとする。

また、利用者や家族に対し費用の内容及び金額については別途定める料金表によって説明を行い、同意を得るものとする。

- (1) 医療保険  
健康保険法または後期高齢者医療確保法に基づく額を徴収する。
- (2) 介護保険  
居宅サービス計画書若しくは介護予防サービス計画書に基づく訪問看護の場合は、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合を乗じた額を徴収する。  
但し、居宅サービス支給限度額を超えた場合は、全額利用者の自己負担とする。
- 2 ステーションは、基本利用料のほか訪問看護の提供が次の各号に該当する時は、その他の利用料として、別表の額の支払いを利用者から受けるものとする。但し、居宅サービス計画書に基づくものを除く。
  - (1) 第5条第1項(1)(2)で定めた利用日及び利用時間外に訪問看護を行った場合(医療保険利用者のみとする)。
  - (2) 訪問看護と連続して行われる死後の処置
- 3 ステーションは、実費負担の利用料として、訪問看護に必要な交通費、おむつ代等に要する費用を利用者から受け取るものとする。但し、介護保険利用する利用者にかかる交通費については次条に定める通常の業務の実施地域を超える場合に限る。
- 4 ステーションは、利用者より基本利用料、その他の支払いを受けるに際し、その内容を明確に区分した請求書、領収書を交付する。
- 5 キャンセル料については、重要事項説明書において同意を得るものとする。

(訪問看護における通常の事業の実施地域)

第10条 訪問看護における通常の事業の実施地域は、大和市、横浜市泉区、瀬谷区、藤沢市、綾瀬市とする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第11条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともにその結果について従業者に十分に周知する。
  - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
  - (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
  - (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 前項第一号に規定する委員会はオンラインミーティング等を活用して行うことができるものとする。

(その他の運営についての留意事項)

第12条 ステーションは、社会的使命を十分認識し、職員の資質向上を図るため、研究、研修の機会を設け、また業務体制を整備する。

- 2 職員は業務上知り得た秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じる。
- 3 ステーションは訪問看護に関する記録を整備し、訪問看護の完結の日から5年間保管する。
- 4 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は、管理者と開設事業者との協議に基づき定めることとする。

附則

この規定は、平成22年9月1日に改訂する。

この規定は、平成28年1月1日に改訂する。

この規定は、平成29年9月15日に改訂する。

この規定は、平成30年1月1日に改訂する。

この規定は、平成30年8月1日に改訂する。

この規定は、平成30年12月13日に改訂する。

この規定は、平成31年2月1日に改訂する。

この規定は、令和1年10月1日に改訂する。

この規定は、令和5年10月1日に改訂する。